

大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

大和市建築物における駐車施設の附置等に関する条例(平成5年大和市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第4条中「(1)欄」を「第1号」に、「(2)欄」を「第2号」に、「(3)欄」を「第3号」に、「(4)欄」を「第4号」に、「(5)欄」を「第5号」に「(6)欄」を「第6号」に改め、同条の表第3号中「1,000平方メートル」を「2,000平方メートル」に改め、同表第5号を次のように改め、同表第6号中「1,000平方メートル」を「2,000平方メートル」に改める。

(5)	300平方 メートル	400平方 メートル	600平方 メートル	300平方 メートル	400平方 メートル
-----	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

第10条中「200メートル」を「400メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。